

5. 年金と医療

5-3

医療費の支払いが高額になった (高額療養費の請求の手続)

病院の窓口で支払った医療費の自己負担が1カ月に一定額（自己負担限度額といいます。）を超えたときは、後日、超えた額が高額療養費として支給されます。

詳しくは区役所保険年金課または支所区民福祉課までお問い合わせください。

(後期高齢者医療の場合)

自己負担限度額は所得により異なります。

申請が必要な方には通知します。（通知には4カ月ほどかかります。）一度申請すれば、二回目以降の申請は不要です。

●申請に必要なもの

- ①お知らせはがき ②印鑑（スタンプ印不可） ③保険証
- ④預金通帳など本人の口座内容が分かるもの

(名古屋市国民健康保険の場合)

自己負担限度額は70歳未満の方か70歳以上の方か、世帯の所得等により異なります。

申請が必要な方には通知します。（通知には3カ月ほどかかります。）

●申請に必要なもの

- ①お知らせはがき ②印鑑（スタンプ印不可） ③保険証
- ④預金通帳など国保世帯の世帯主の口座内容が分かるもの ⑤領収書

なお、後期高齢者医療、名古屋市国民健康保険以外の医療保険に加入の方は、加入している医療保険で手続をとってください。

お問合せ先

西区役所 保険年金課 保険係

TEL.(052)523-4545 FAX.(052)523-4559

山田支所 区民福祉課 保険係

TEL.(052)501-4935